

# 埼玉県道徳教育研究推進モデル校の委嘱に関する要綱

## 1 目的

この要綱は、学校が積極的に学習指導要領の趣旨及び児童生徒、学校、家庭、地域等の実態を踏まえた、創意工夫のある道徳教育を推進できるよう、県が委嘱する道徳教育研究推進モデル校（以下「モデル校」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 委嘱機関

埼玉県教育委員会

## 3 委嘱期間

原則2か年とする。

## 4 モデル校の選定

市町村立学校については、原則として各教育事務所からの推薦により、関係課・関係機関と協議の上、義務教育指導課長が決定する。県立高等学校については、高校教育指導課長が決定する。

## 5 実施計画及び実績報告等

モデル校は、委嘱機関から委嘱状の交付後1か月以内に〈様式1〉「実施計画書」を、また各年度の終わりに〈様式2〉「実績報告書」を、市町村立学校については、義務教育指導課長宛てに、県立高等学校については、高校教育指導課長宛てに提出する。

## 6 研究内容

モデル校は、次の研究を行う。

- (1) 全教職員が参画する道徳教育推進体制の研究
- (2) 各教科等の特質に応じた道徳教育の研究
- (3) 県独自の道徳教育教材資料集「彩の国の道徳」及び家庭用「彩の国の道徳」、文部科学省の「私たちの道徳」を活用した研究

## 7 研究発表

モデル校は、研究発表を行い、研究成果を県内の各学校等に普及する目的で資料を提供することとする。

## 8 県教育委員会の協力

モデル校の要請により埼玉県教育委員会は、道徳教育推進に関する指導・助言等の協力を行う。

## 9 経費

- (1) 市町村教育委員会及び県立高等学校は、埼玉県教育委員会に対し、年度ごとに経費に関する計画書を、また、各年度の終了時に経費に関する報告書を提出するものとする。
- (2) 報告書の様式その他必要な事項については、埼玉県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 埼玉県教育委員会は、年度ごとに予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を支出する。また、国の予算の事情により、本事業の見直しや打ち切りもあり得る。
- (4) 市町村立学校においては、本事業の実施に必要な経費を、埼玉県教育委員会と市町村教育委員会との委託契約のもとに支出するものとする。

## 10 その他

- (1) 埼玉県教育委員会は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) この要綱に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、埼玉県教育委員会が別に指示する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。